

障害者総合支援法

① 障害者総合支援法によるサービスの仕組み

障害者総合支援法による総合的なサービスは、全国共通の「障害福祉サービス」「自立支援医療」「補装具」と市町村がそれぞれの基準を設けて実施する「地域生活支援事業」で構成されています。

障害福祉サービス（19ページ）

介護給付

障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護などを行います。

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 同行援護
- 短期入所
- 療養介護
- 生活介護
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援

訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

- 自立訓練
- 就労移行支援／就労継続支援
- 就労定着支援
- 共同生活援助（グループホーム）

地域相談支援

- 地域移行支援
- 地域定着支援

障
が
い
の
あ
る
人
・
障
が
い
の
あ
る
児
童

自立支援医療

（51ページ）

- 更生／育成医療
- 精神通院医療

補装具費の支給

（29ページ）

地域生活支援事業

（23ページ）

- 相談支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付事業
- 移動支援事業
- 日中一時支援事業
など

障害児通所給付

※児童福祉法関係

（34ページ）

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援